

第94号議案

八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例設定について

八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例を次のとおり設定するものとする。

平成26年9月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 介護予防訪問介護

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3節 設備に関する基準（第7条）

第4節 運営に関する基準（第8条—第38条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第39条—第41条）

第6節 基準該当介護予防訪問介護に関する基準（第42条—第46条）

第3章 介護予防訪問入浴介護

第1節 基本方針（第47条）

第2節 人員に関する基準（第48条・第49条）

第3節 設備に関する基準（第50条）

第4節 運営に関する基準（第51条—第56条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第57条・第58条）

第6節 基準該当介護予防訪問入浴介護に関する基準（第59条—第62条）

第4章 介護予防訪問看護

第1節 基本方針（第63条）

第2節 人員に関する基準（第64条・第65条）

第3節 設備に関する基準（第66条）

第4節 運営に関する基準（第67条—第74条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第75条—第77条）

第5章 介護予防訪問リハビリテーション

第1節 基本方針（第78条）

第2節 人員に関する基準（第79条）

第3節 設備に関する基準（第80条）

第4節 運営に関する基準（第81条—第84条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第85条・第86条）

第6章 介護予防居宅療養管理指導

第1節 基本方針（第87条）

第2節 人員に関する基準（第88条）

第3節 設備に関する基準（第89条）

第4節 運営に関する基準（第90条—第93条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第94条・第95条）

第7章 介護予防通所介護

第1節 基本方針（第96条）

第2節 人員に関する基準（第97条・第98条）

第3節 設備に関する基準（第99条）

第4節 運営に関する基準（第100条—第107条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第108条—
第111条）

第6節 基準該当介護予防通所介護に関する基準（第112条—第115条）

第8章 介護予防通所リハビリテーション

第1節 基本方針（第116条）

第2節 人員に関する基準（第117条）

第3節 設備に関する基準（第118条）

第4節 運営に関する基準（第119条—第123条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第124条—
第127条）

第9章 介護予防短期入所生活介護

第1節 基本方針（第128条）

第2節 人員に関する基準（第129条・第130条）

第3節 設備に関する基準（第131条・第132条）

第4節 運営に関する基準（第133条—第142条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第143条—
第150条）

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備
及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針（第151条・第152条）

第2款 設備に関する基準（第153条・第154条）

第3款 運営に関する基準（第155条—第159条）

第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第160条—
第164条）

第7節 基準該当介護予防短期入所生活介護に関する基準（第165条—第
171条）

第10章 介護予防短期入所療養介護

第1節 基本方針（第172条）

- 第2節 人員に関する基準（第173条）
 - 第3節 設備に関する基準（第174条）
 - 第4節 運営に関する基準（第175条—第181条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第182条—第188条）
 - 第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 - 第1款 趣旨及び基本方針（第189条・第190条）
 - 第2款 設備に関する基準（第191条）
 - 第3款 運営に関する基準（第192条—第196条）
 - 第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第197条—第201条）
- 第11章 介護予防特定施設入居者生活介護
- 第1節 基本方針（第202条）
 - 第2節 人員に関する基準（第203条・第204条）
 - 第3節 設備に関する基準（第205条）
 - 第4節 運営に関する基準（第206条—第217条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第218条—第224条）
 - 第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 - 第1款 趣旨及び基本方針（第225条・第226条）
 - 第2款 人員に関する基準（第227条・第228条）
 - 第3款 設備に関する基準（第229条）
 - 第4款 運営に関する基準（第230条—第234条）
 - 第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第235条・第236条）
- 第12章 介護予防福祉用具貸与
- 第1節 基本方針（第237条）

第2節 人員に関する基準（第238条・第239条）

第3節 設備に関する基準（第240条）

第4節 運営に関する基準（第241条—第248条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第249条—
第251条）

第6節 基準該当介護予防福祉用具貸与に関する基準（第252条・第25
3条）

第13章 特定介護予防福祉用具販売

第1節 基本方針（第254条）

第2節 人員に関する基準（第255条・第256条）

第3節 設備に関する基準（第257条）

第4節 運営に関する基準（第258条—第262条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第263条—
第265条）

第14章 雑則（第266条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」とい
う。）第54条第1項第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に
基づき、八王子市における指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運
営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号
に定めるところによる。

- (1) 介護予防サービス事業者 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービ
ス事業を行う者をいう。
- (2) 指定介護予防サービス事業者 法第53条第1項に規定する指定介護予防
サービス事業者をいう。

- (3) 指定介護予防サービス 法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。
- (4) 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る利用者が負担すべき対価をいう。
- (5) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該費用の額）をいう。
- (6) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合における当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。
- (7) 基準該当介護予防サービス 法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（指定介護予防サービスの事業の一般原則）

第3条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護予防サービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、地域との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者への虐待の防止及び早期発見のため、訪問介護員等に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、利用者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。

5 指定介護予防サービス事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。

6 指定介護予防サービス事業者は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注の機会の増大に協力するよう努めなければならない。

第2章 介護予防訪問介護

第1節 基本方針

（基本方針）

第4条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）の事業は、利用者が可能な限り居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

第5条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第5条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

第6条 指定介護予防訪問介護事業者は、各指定介護予防訪問介護事業所において指定介護予防訪問介護事業所を管理する者（以下この条及び第8条において「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該指定介護予防訪問介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 指定介護予防訪問介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第8条 管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

3 サービス提供責任者（サービス内容の管理について必要な業務等を行う者であつて、第5条第1項に規定する市規則で定める基準により置かれるものをいう。以下この節及び次節において同じ。）は、第40条に規定する業務のほか次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整を行うこと。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

- (3) サービス担当者会議（八王子市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例（平成26年八王子市条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第20条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）への出席等の介護予防支援事業を行う者（以下「介護予防支援事業者」という。）等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を行うこと。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を行うこと。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を行うこと。

（運営規程）

第9条 指定介護予防訪問介護事業者は、各指定介護予防訪問介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域（当該指定介護予防訪問介護事業所が通常時に指定介護予防訪問介護を提供する地域をいう。第14条及び第24条において同じ。）
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第10条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、

介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第11条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防訪問介護を提供することができるよう、各指定介護予防訪問介護事業所において、訪問介護員等の勤務体制を定めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、各指定介護予防訪問介護事業所において、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修（以下「外部研修」という。）その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第12条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護予防訪問介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の同意を得て、前項の重要事項を電子情報処理組織（指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族が当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書

を作成することができるものでなければならない。

- 4 第2項後段の同意を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第1項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び第2項後段の同意をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第13条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく、指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第15条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第16条 指定介護予防訪問介護事業者は、要支援認定の申請をしていないことにより要支援認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要支援認定の有効期間が終了する60日前から30日前

までの間に、速やかに要支援認定の更新がなされるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第17条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第18条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の受給の援助)

第19条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際しては、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨の市町村への届出等により、介護予防サービス費の受給が可能となる旨の説明、介護予防支援事業者に関する情報の提供その他の介護予防サービス費の受給のための必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第20条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第21条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の

必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第22条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第23条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第24条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行った場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に

当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要な証明書の交付)

第25条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(家族等に対するサービス提供の禁止)

第26条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、利用者が当該訪問介護員等の同居の家族である場合は、当該利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。

2 前項のほか指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その配偶者又は3親等内の親族である利用者に対し指定介護予防訪問介護の提供をさせないよう、努めなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第27条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させ、若しくは要介護状態になったと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(緊急時等の対応)

第28条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第29条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第30条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第31条 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第32条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第33条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第34条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者及びその家族からの指定介護予防訪問介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護について、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

（地域との連携）

第35条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第36条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（会計の区分）

第37条 指定介護予防訪問介護事業者は、各指定介護予防訪問介護事業所において経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第38条 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 介護予防訪問介護計画

(2) 第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録

(3) 第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第36条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問介護の基本取扱方針)

第39条 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定介護予防訪問介護の提供を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防訪問介護の提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加を働きかけるよう努めなければならない。

(指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針)

第40条 指定介護予防訪問介護の具体的な取扱いは、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための指定介護予防訪問介護の具体的な内容、提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画（以下この条において「介護予防訪問介護計画」という。）を作成すること。この場合において、既に介護予防サービス計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。
- (3) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、当該介護予防訪問介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付すること。
- (5) 介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定介護予防訪問介護の提供方法等について説明を行うこと。
- (6) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定介護予防訪問介護の提供を行うこと。
- (7) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づく指定介護予防訪問介護の提供を開始した時から、少なくとも1月に1回、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、指定介護予防訪問介護の提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載した指定介護予防訪問介護の提供を行う期間が終了する時まで、少なくとも1回、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（次号及び第9号において「モニタリング」という。）を行うこと。

(8) サービス提供責任者は、モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該指定介護予防訪問介護の提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告すること。

(9) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うこと。

2 前項第1号から第8号までの規定は、同項第9号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

(指定介護予防訪問介護の提供に当たって留意すべき事項)

第41条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準条例第20条第7号に規定するアセスメントをいう。第110条及び第126条において同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めるとともに、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮し、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性について考慮しなければならない。

第6節 基準該当介護予防訪問介護に関する基準

(従業者の配置の基準)

第42条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに訪問介護員等（基準該当介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

2 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第42条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

第43条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、各基準該当介護予防訪問介護事業所において基準該当介護予防訪問介護事業所を管理する者（以下この条において「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該基準該当介護予防訪問介護事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該基準該当介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)

第44条 基準該当介護予防訪問介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第44条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第45条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、利用者が当該訪問介護員等の同居の家族である場合は、当該利用者に対する基準該当介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、当該利用者に対する基準該当介護予防訪問介護が次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該基準該当介護予防訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地等であって、指定介護予防訪問介護のみによっては必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認める地域に住所を有する場合
- (2) 指定介護予防支援事業者又は基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合
- (3) サービス提供責任者（サービス内容の管理について必要な業務等を行う者であって、第42条第1項に規定する市規則で定める基準により置かれるものをいう。）の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

- (4) 入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
- (5) 当該基準該当介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等の当該基準該当介護予防訪問介護に従事する時間の合計が、当該訪問介護員等が基準該当介護予防訪問介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合

2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等に同居の家族である利用者に対する基準該当介護予防訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第39条第2号の介護予防訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当介護予防訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対する指導その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第46条 第1節、第4節（第10条、第19条、第24条第1項、第26条及び第34条第4項を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、第23条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」に、第24条第2項及び第25条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」に、第24条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第3章 介護予防訪問入浴介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第47条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。）の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第48条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問

入浴介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる次に掲げる従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)を市規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)

(2) 介護職員

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第48条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準条例第47条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第48条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

第49条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、各指定介護予防訪問入浴介護事業所において指定介護予防訪問入浴介護事業所を管理する者(以下この条及び第51条において「管理者」という。)を置かなければならない。

- 2 管理者は、専ら当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第50条 指定介護予防訪問入浴介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条

例第50条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(管理者の責務)

第51条 管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(運営規程)

第52条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、各指定介護予防訪問入浴介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域（当該指定介護予防訪問入浴介護事業所が通常時に指定介護予防訪問入浴介護を提供する地域をいう。）
- (6) 指定介護予防訪問入浴介護の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他運営に関する重要事項

(利用料等の受領)

第53条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と

指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか市規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第54条 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関（当該指定介護予防訪問入浴介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第55条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録

(2) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第36条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第56条 第11条から第23条まで、第25条、第27条及び第29条から第

37条までの規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第11条、第12条第1項及び第22条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第29条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、「設備及び備品等」とあるのは「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第30条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)

第57条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定介護予防訪問入浴介護の提供を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防訪問入浴介護の提供に努め、その能力を阻害する等の不適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を行わないよう配慮しなければならない。

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第58条 指定介護予防訪問入浴介護の具体的な取扱いは、第47条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じたこと等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。

(2) 利用者又はその家族に対し、指定介護予防訪問入浴介護の提供方法等について、説明を行うこと。

(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定介護予防訪問入浴

介護の提供を行うこと。

- (4) 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行い、これらの者のうち1人を当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の責任者とする。ただし、利用者の身体が安定していること等の理由から、入浴により当該利用者の身体の状態等に支障を生じるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
- (5) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意すること。この場合において、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、指定介護予防訪問入浴介護の提供ごとに消毒したものを使用すること。

第6節 基準該当介護予防訪問入浴介護に関する基準

(従業者の配置の基準)

第59条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。）ごとに基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる次に掲げる従業者（以下この節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 看護職員
- (2) 介護職員

2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準条例第59条第1項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

第60条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、各基準該当介護予防訪問入浴介護事業所において基準該当介護予防訪問入浴介護事業所を管理する者（以

下この条において「管理者」という。)を置かなければならない。

- 2 管理者は、専ら当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備及び備品等)

第61条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第61条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(準用)

第62条 第11条から第18条まで、第20条から第23条まで、第25条、第27条、第29条から第33条まで、第34条(第4項を除く。)及び第35条から第37条まで並びに第1節、第4節(第53条第1項及び第56条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第11条、第12条第1項及び第22条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第23条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第25条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第29条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第30条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第53条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2

項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第4章 介護予防訪問看護

第1節 基本方針

(基本方針)

第63条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」という。）の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第64条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。）

ア 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

(2) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。） 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員

2 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第64条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例第63条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービ

ス等基準条例第64条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

第65条 指定介護予防訪問看護事業者は、各指定介護予防訪問看護ステーションにおいて指定介護予防訪問看護ステーションを管理する者（以下この条において「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該指定介護予防訪問看護ステーションの管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

3 管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

4 管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第66条 指定介護予防訪問看護ステーションは、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、専用の事務室に代えて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りる。

2 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を設けるとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第66条第1項

又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項又は前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

第67条 指定介護予防訪問看護事業者は、各指定介護予防訪問看護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域（当該指定介護予防訪問看護事業所が通常時に指定介護予防訪問看護を提供する地域をいう。次条及び第70条において同じ。）
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(サービス提供困難時の対応)

第68条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定介護予防訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら必要な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認める場合は、主治の医師及び当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡を行い、他の指定介護予防訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第69条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第70条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問看護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問看護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行った場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（家族等に対するサービス提供の禁止）

第71条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等に、利用者が当該看護師等の同居の家族である場合は、当該利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。

2 前項のほか指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等に、その配偶者又は3親等内の親族である利用者に対し指定介護予防訪問看護の提供をさせないよう、努めなければならない。

（緊急時等の対応）

第72条 看護師等は、現に指定介護予防訪問看護の提供を行っているときに利

用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第73条 指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 第77条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
- (2) 介護予防訪問看護計画
- (3) 介護予防訪問看護報告
- (4) 次条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録
- (5) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第36条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第74条 第11条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条から第23条まで、第25条、第27条、第29条から第37条まで及び第51条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第11条及び第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第17条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第22条、第29条第1項及び第30条中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針)

第75条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定介護予防訪問看護の提供を行わなければならない。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防訪問看護の提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第76条 指定介護予防訪問看護の具体的な取扱いは、第63条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。
- (2) 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための指定介護予防訪問看護の具体的な内容、提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画（以下この条において「介護予防訪問看護計画」という。）を作成し、主治の医師に提出すること。この場合において、既に介護予防サービス計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。
- (3) 看護師等は、介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、当該介護予防訪問看護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (4) 看護師等は、介護予防訪問看護計画を作成した際には、当該介護予防訪問

看護計画を利用者に交付すること。

- (5) 主治の医師との密接な連携及び介護予防訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に指定介護予防訪問看護を行うこと。
 - (6) 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導又は説明を行うこと。
 - (7) 医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって指定介護予防訪問看護の提供を行うこととし、特殊な看護等を行わないこと。
 - (8) 看護師等は、介護予防訪問看護計画に基づく指定介護予防訪問看護の提供を開始した時から、当該介護予防訪問看護計画に記載した指定介護予防訪問看護の提供を行う期間が終了する時までに、少なくとも1回、当該介護予防訪問看護計画の実施状況の把握（次号及び第11号において「モニタリング」という。）を行うこと。
 - (9) 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告（以下この条において「介護予防訪問看護報告」という。）を作成し、当該介護予防訪問看護報告の内容について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問看護報告について主治の医師に定期的に提出すること。
 - (10) 指定介護予防訪問看護事業所を管理する者（次条において「管理者」という。）は、介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告の作成について、必要な指導及び管理を行うこと。
 - (11) 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画の変更を行い、変更後の当該介護予防訪問看護計画を主治の医師に提出すること。
- 2 前項第1号から第10号までの規定は、同項第11号に規定する介護予防訪問看護計画の変更について準用する。
 - 3 指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合は、第1項第2号から第5号まで、第8号から第11号まで及び前項の規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

(主治の医師との関係)

第77条 管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書により受けなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 前条第3項の規定は、第2項に規定する主治の医師の文書による指示について準用する。

第5章 介護予防訪問リハビリテーション

第1節 基本方針

(基本方針)

第78条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション

(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。)の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第79条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。)を置かなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(指定

居宅サービス等基準条例第79条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第80条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第80条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設において、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第81条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

第81条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、各指定介護予防訪問リハビリテーション事業所において、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域（当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所が通常時に指定介護予防訪問リハビリテーションを提供する地域をいう。次条において同じ。）
- (6) その他運営に関する重要事項

(利用料等の受領)

第82条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(記録の整備)

第83条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 介護予防訪問リハビリテーション計画

(2) 次条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録

- (3) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第36条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第84条 第11条から第17条まで、第19条から第23条まで、第25条、第27条、第29条から第31条まで、第33条から第37条まで、第51条及び第69条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第11条及び第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第17条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第22条、第29条第1項及び第30条中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

第85条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行わなければならない。
- 4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加を働きかけるよう努めなければならない。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第86条 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的な取扱いは、第78条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。
- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的な内容、提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画（以下この条において「介護予防訪問リハビリテーション計画」という。）を作成すること。この場合において、既に介護予防サービス計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。
- (3) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (4) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付すること。
- (5) 医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行うこと。
- (6) 利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、指導又は説明を行うこと。
- (7) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行うこと。
- (8) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従った指定介護予防訪問リハビリテーションの

実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。

- (9) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づく指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を開始した時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載した指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行う期間が終了する時まで、少なくとも1回、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（次号及び第11号において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (10) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告すること。
- (11) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うこと。

2 前項第1号から第10号までの規定は、同項第11号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

第6章 介護予防居宅療養管理指導

第1節 基本方針

（基本方針）

第87条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、居宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図

り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第88条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）を、市規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所

ア 医師又は歯科医師

イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士

(2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師

(3) 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準条例第64条第1項に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者（指定居宅サービス等基準条例第90条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス等基準条例第89条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第90条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第89条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であつて、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有するほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な

な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第91条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

第90条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、各指定介護予防居宅療養管理指導事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- (5) その他運営に関する重要事項

(利用料等の受領)

第91条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前2項に定める場合において利用

者から支払を受ける額のほか指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
- (記録の整備)

第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録
- (2) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第36条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第93条 第11条から第17条まで、第20条、第22条、第23条、第25条、第27条、第29条から第31条まで、第33条から第37条まで、第51条及び第69条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第11条及び第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第17条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第22条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第29条第1項及び第30条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針)

第94条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう目

標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定介護予防居宅療養管理指導の提供を行わなければならない。
- 4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防居宅療養管理指導の提供に努めなければならない。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、第87条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報の提供及び利用者又はその家族に対する介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。
- (2) 利用者又はその家族からの介護に関する相談に応じるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、指導又は助言を行うこと。
- (3) 前号に規定する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。
- (4) 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。
- (5) 前号に規定する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。この場合において、サービス担当者会議への参加が困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サ

ービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

(6) 提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、第87条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。

(2) 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導又は説明を行うこと。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定介護予防居宅療養管理指導を提供すること。

(4) 提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録を作成し、医師又は歯科医師に報告すること。

3 看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、第87条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

(2) 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導又は助言を行うこと。

(3) 提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成し、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

第7章 介護予防通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第96条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護

予防通所介護」という。)の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第97条 指定介護予防通所介護の事業を行う者(以下「指定介護予防通所介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防通所介護事業所」という。)ごとに次に掲げる従業者(以下この節から第4節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。)を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)
- (3) 介護職員
- (4) 機能訓練指導員

2 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第98条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

第98条 指定介護予防通所介護事業者は、各指定介護予防通所介護事業所において指定介護予防通所介護事業所を管理する者(以下この条及び第109条において「管理者」という。)を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該指定介護予防通所介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第99条 指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備は、市規則で定める基準を満たさなければならない。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者をいう。次条において同じ。）に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第101条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

第100条 指定介護予防通所介護事業者は、各指定介護予防通所介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防通所介護の利用定員（当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）

- (5) 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域（当該指定介護予防通所介護事業所が通常時に指定介護予防通所介護を提供する地域をいう。）
- (7) 指定介護予防通所介護の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第101条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、各指定介護予防通所介護事業所において、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、各指定介護予防通所介護事業所において、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定介護予防通所介護については、この限りでない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

（利用料の受領）

第102条 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、市規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防通所介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの

提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第103条 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第104条 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるとともに、感染症の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第105条 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制並びに地域との連携の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第106条 指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 介護予防通所介護計画

(2) 次条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録

(3) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第36条第1項に規定する事故の状況及び処置につ

いての記録

(準用)

第107条 第12条から第21条まで、第23条、第25条、第27条、第28条、第30条から第37条まで及び第51条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項、第28条及び第30条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所介護の基本取扱方針)

第108条 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師と連携を図り、常に改善を図らなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔^{くう}機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定介護予防通所介護の提供を行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防通所介護の提供に努めなければならない。

5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加を働きかけるよう努めなければならない。

(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)

第109条 指定介護予防通所介護の具体的な取扱いは、第96条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じる

こと等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。

- (2) 管理者は、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための指定介護予防通所介護の具体的な内容、提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画（以下この条において「介護予防通所介護計画」という。）を作成すること。この場合において、既に介護予防サービス計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。
- (3) 管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、当該介護予防通所介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (4) 管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付すること。
- (5) 介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定介護予防通所介護の提供方法等について説明を行うこと。
- (6) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定介護予防通所介護の提供を行うこと。
- (7) 管理者は、介護予防通所介護計画に基づく指定介護予防通所介護の提供を開始した時から、少なくとも1月に1回、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、指定介護予防通所介護の提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載した指定介護予防通所介護の提供を行う期間が終了する時までには、少なくとも1回、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（次号及び第9号において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (8) 管理者は、モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該指定介護予防通所介護の提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告すること。
- (9) 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うこと。

2 前項第1号から第8号までの規定は、同項第9号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。

(指定介護予防通所介護の提供に当たって留意すべき事項)

第110条 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めるとともに、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔^{くう}機能向上サービスの提供に当たっては、介護予防の観点から有効性が確認されていること等の適切なものを提供しなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、利用者が高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険を生じさせるような強い負荷を伴う指定介護予防通所介護の提供は行わないようにするとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等により、利用者の安全面に最大限配慮しなければならない。

(安全管理体制等の確保)

第111条 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、緊急時における手引等を作成し、その事業所における従業者に周知徹底を図るとともに、速やかな主治の医師への連絡が可能となるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、転倒等を防止するための環境整備に努めるとともに、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認し、当該利用者に過度な負担とならないよう努めなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、利用者の体調の変化に常に留意し、病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第6節 基準該当介護予防通所介護に関する基準

(従業者の配置の基準)

第112条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。）ごとに次に掲げる従業者（以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 看護職員
- (3) 介護職員
- (4) 機能訓練指導員

2 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第131条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

（管理者）

第113条 基準該当介護予防通所介護事業者は、各基準該当介護予防通所介護事業所において基準該当介護予防通所介護事業所を管理する者（以下この条において「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該基準該当介護予防通所介護事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（設備及び備品等）

第114条 基準該当介護予防通所介護事業所は、食事、機能訓練、静養、生活相談及び事務を行うための場所をそれぞれ確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備は、市規則で定める基準を満たさなければならない。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該基準該当介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第13条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たすものとみなす。

(準用)

第115条 第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第25条、第27条、第28条、第30条から第33条まで、第34条(第4項を除く。)、第35条から第37条まで及び第51条並びに第1節、第4節(第102条第1項及び第107条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第23条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第25条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第28条及び第30条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第102条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第8章 介護予防通所リハビリテーション

第1節 基本方針

(基本方針)

第116条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション(以下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。)の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す

ものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第117条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる次に掲げる従業者（以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 医師

(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第136条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第135条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第136条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第118条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、当該指定介護予防通所リハビリテーションを行う専用の部屋等を市規則で定める基準により設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の器械及び器具を備えなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運

営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第137条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(管理者等の責務)

第119条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所を管理する者（以下この条において「管理者」という。）は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

2 管理者又は前項の規定により管理を代行する者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(運営規程)

第120条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、各指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者をいう。）の数の上限をいう。）
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が通常時に指定介護予防通所リハビリテーションを提供する地域をいう。）

- (7) 指定介護予防通所リハビリテーションの利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項
(衛生管理等)

第121条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるとともに、感染症の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第122条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防通所リハビリテーション計画
- (2) 次条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録
- (3) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第36条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第123条 第12条から第17条まで、第19条から第21条まで、第23条、第25条、第27条、第28条、第30条、第31条、第33条から第37条まで、第69条、第101条から第103条まで及び第105条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合におい

て、第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第17条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第28条及び第30条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第101条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第124条 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師と連携を図り、常に改善を図らなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能^{くわう}の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行わなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防通所リハビリテーションの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加を働きかけるよう努めなければならない。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第125条 指定介護予防通所リハビリテーションの具体的な取扱いは、第116条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。
- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下この節において「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能若しくは作業能力に係る検査等を基に、共同して、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための指定介護予防通所リハビリテーションの具体的な内容、提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画（以下この条において「介護予防通所リハビリテーション計画」という。）を作成すること。この場合において、既に介護予防サービス計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。
- (3) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該介護予防通所リハビリテーション計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (4) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付すること。
- (5) 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、指導又は説明を行うこと。
- (6) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行うこと。
- (7) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づく指定介護予防通所リハビリテーションの提供を開始した時から、少なくとも1月に1回、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、指定介護予防通所リハビリテーションの提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載した指定介護予防通所リハビリテーションの

提供を行う期間が終了する時までに、少なくとも1回、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（次号及び第9号において「モニタリング」という。）を行うこと。

(8) 医師等の従業者は、モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告すること。

(9) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うこと。

2 前項第1号から第8号までの規定は、同項第9号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

（指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たって留意すべき事項）

第126条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めるとともに、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスの提供に当たっては、介護予防の観点から有効性が確認されていること等の適切なものを提供しなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者が高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険を生じさせるような強い負荷を伴う指定介護予防通所リハビリテーションの提供は行わないようにするとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等により、利用者の安全面に最大限配慮しなければならない。

（安全管理体制等の確保）

第127条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、緊急時における手引等を作成し、その事業所における従業者に周知徹底を図るとともに、速やかな主治の医師への連絡が可能となるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、転倒等を防止するための環境整備に努めるとともに、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認し、当該利用者に過度な負担とならないよう努めなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の体調の変化に常に留意し、病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第9章 介護予防短期入所生活介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第128条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第129条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる次に掲げる従業者（以下この節から第6節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）を市規則で定める基準により置かななければならない。

(1) 医師

(2) 生活相談員

(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）

(4) 栄養士

(5) 機能訓練指導員

(6) 調理員その他の従業者

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第147条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第146条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第147条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

（管理者）

第130条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、各指定介護予防短期入所生活介護事業所において指定介護予防短期入所生活介護事業所を管理する者（以下この条及び第144条において「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

（利用定員等）

第131条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者をいう。次条及び第139条において同じ。）の数の上限をいう。次項及び次節において同じ。）等は、市規則で定め

る基準を満たさなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第149条第1項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(設備及び備品等)

第132条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、市規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物の場合は、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、市規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、次に掲げる設備を市規則で定める基準により設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が見込まれる場合であって、かつ、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備（居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除く。）を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所

- (6) 洗面設備
- (7) 医務室
- (8) 静養室
- (9) 面談室
- (10) 介護職員室
- (11) 看護職員室
- (12) 調理室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室

4 前3項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜は緩やかにすること。
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (5) 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第150条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

（運営規程）

第133条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員（市規則で定める場合を除く。）
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の送迎の実施地域（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が通常時に指定介護予防短期入所生活介護の利用者の送迎を行う地域をいう。）
- (6) 指定介護予防短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 緊急やむを得ない場合に第137条第1項に規定する身体的拘束等を行う際の手続
- (10) その他運営に関する重要事項
（対象者等）

第134条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

（内容及び手続の説明及び同意）

第135条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について当該利用申込者の同意を文書により得なければならない。

2 第12条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(利用料等の受領)

第136条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか市規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、市規則で定める費用については、文書による同意を得るものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第137条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該指定介護予防短期入所生活介護の提供を受ける利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、市規則で定める緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。

(緊急時等の対応)

第138条 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第139条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、市規則で定める利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（地域等との連携）

第140条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

（記録の整備）

第141条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防短期入所生活介護計画
- (2) 次条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録
- (3) 第137条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
- (4) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第36条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第142条 第13条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第25条、第27条、第30条から第37条まで、第51条、第101条、第104条及び第105条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第30条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第101条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

第143条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師と連携を図り、常に改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定介護予防短期入所生活介護の提供を行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防短期入所生活介護の提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加を働きかけるよう努めなければならない。

(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

第144条 指定介護予防短期入所生活介護の具体的な取扱いは、第128条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じたこと等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全

般の状況を把握すること。

- (2) 管理者は、おおむね4日以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための指定介護予防短期入所生活介護の具体的な内容、提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画（以下この条において「介護予防短期入所生活介護計画」という。）を作成すること。この場合において、既に介護予防サービス計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。
- (3) 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、当該介護予防短期入所生活介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (4) 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付すること。
- (5) 介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定介護予防短期入所生活介護の提供方法等について、説明を行うこと。

(介護)

第145条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、必要な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、利用者を入浴させ、又は清しきするとともに、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な支援を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前2項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第146条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供するとともに、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援しなければならない。

(機能訓練)

第147条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第148条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第149条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第150条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、利用者のためのレクリエーションその他交流行事を行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第151条 第1節及び第3節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、当該利用者に対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第152条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、指定介護予防短期入所生活介護の利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第153条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、市規則で定めるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物の場合は、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、市規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が見込まれる場合であって、かつ、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備（ユニットを除く。）を設けないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室

4 前項各号に掲げる設備のうち、ユニット（居室に限る。）にあつては次に掲げる基準を、その他の設備にあつては市規則で定める基準を満たさなければならない。

- (1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。
- (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員（一のユニットにおいて同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第170条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第168条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営される

場合は、指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者をいう。以下この条及び第158条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、12人以下としなければならない。ただし、市規則で定める場合は、この限りでない。

(3) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

(4) ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、利用者相互間の視線の遮断を確保すること。

(5) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.5メートル以上(中廊下にあっては、1.8メートル以上)とすること。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第170条第1項から第5項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなす。

(準用)

第154条 第131条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。

第3款 運営に関する基準

(運営規程)

第155条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員（市規則で定める場合を除く。）
- (4) ユニットの数及び各ユニットの利用定員（市規則で定める場合を除く。）
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の送迎の実施地域（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が通常時に指定介護予防短期入所生活介護の利用者の送迎を行う地域をいう。）
- (7) 指定介護予防短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第156条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう各ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、市規則で定める配置を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、各ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によって指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定介護予防短期入所生活介護については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活

介護従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(利用料等の受領)

第157条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか市規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、市規則で定める費用については、文書による同意を得るものとする。

(定員の遵守)

第158条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、市規則で定める利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第159条 第134条、第135条、第137条、第138条及び第140条から第142条（第101条に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、

第141条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは、「第159条において準用する次条」と読み替えるものとする。

第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって留意すべき事項)

第160条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(介護)

第161条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を支援しなければならない。

6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第162条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、利用者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第163条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第164条 第143条、第144条及び第147条から第149条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第144条中「第128条」とあるのは「第152条」と、「前条」とあるのは「第164条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第7節 基準該当介護予防短期入所生活介護に関する基準

(指定介護予防通所介護事業所等との併設)

第165条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。）は、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（八王子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例（平成25年八王子市条例第18号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

(従業者の配置の基準)

第166条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、各基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において次に掲げる従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 介護職員又は看護職員
- (3) 栄養士
- (4) 機能訓練指導員
- (5) 調理員その他の従業者

2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第181条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第182条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

第167条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、各基準該当介護予防

短期入所生活介護事業所において基準該当介護予防短期入所生活介護事業所を管理する者（以下この条において「管理者」という。）を置かなければならない。

- 2 管理者は、専ら当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（利用定員等）

第168条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合は、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者をいう。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）等は、市規則で定める基準を満たさなければならない。

- 2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第184条第1項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

（設備及び備品等）

第169条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、次に掲げる設備を市規則で定める基準により設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が見込まれる場合であって、かつ、当該指定介護予防通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備（居室を除く。）を設けないこ

とができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面所
- (7) 静養室
- (8) 面接室
- (9) 介護職員室

2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第185条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(指定介護予防通所介護事業所等との連携)

第170条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第171条 第13条から第17条まで、第20条、第23条、第25条、第27条、第30条から第33条まで、第34条(第4項を除く。)、第35条から第37条まで、第51条、第101条、第104条、第105条及び第128条並びに第4節(第136条第1項及び第142条を除く。)及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第23条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第25条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第30条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第101条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予

防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第141条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第171条」と、第144条中「第128条」とあるのは「第171条において準用する第128条」と、「前条」とあるのは「第171条において準用する前条」と、第148条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第10章 介護予防短期入所療養介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第172条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護（以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。）の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第173条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「健康保険法等一部改正法」という。）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等一部改正法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- (3) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士
- (4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第189条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第188条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第189条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第174条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（八王子市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第 号）第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）
 - (2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（八王子市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第 号）第40条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）
 - (3) 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備
 - (4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定介護予防短期入所療養介護を提供する市規則で定める床面積を有する病室並びに食堂、浴室及び機能訓練を行うための場所
- 2 前項第3号及び第4号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定める設備のほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第190条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

（運営規程）

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が通常時に指定介護予防短期入所療養介護の利用者の送迎を行う地域をいう。）
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (8) その他運営に関する重要事項

（対象者）

第176条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等一部改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号。第238条において「政令」という。）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

（利用料等の受領）

第177条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか市規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、市規則で定める費用については、文書による同意を得るものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第178条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、当該指定介護予防短期入所療養介護の提供を受ける利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、市規則で定める緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。

(定員の遵守)

第179条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、市規則で定める利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者をいう。以下この条において同じ。)の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第180条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了

の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防短期入所療養介護計画
 - (2) 次条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録
 - (3) 第178条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
 - (4) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第36条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録
- (準用)

第181条 第13条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第25条、第27条、第30条、第31条、第33条から第37条まで、第51条、第101条、第105条、第121条、第134条第2項、第135条及び第140条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第30条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第101条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第135条第1項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針)

第182条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師と連携を図り、常に改善を図らなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定介護予防短期入所療養介護の提供を行わなければならない。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防短期入所療養介護の提供に努めなければならない。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加を働きかけるよう努めなければならない。

(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針)

第183条 指定介護予防短期入所療養介護の具体的な取扱いは、第172条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、病状、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。

(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所を管理する者（以下この条において「管理者」という。）は、おおむね4日以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための指定介護予防短期入所療養介護の具体的な内容、提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画（以下この条において「介護予防短期入所療養介護計画」という。）を作成すること。この場合において、既に介護予防サービス計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。

(3) 管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、当該介護予防短期入所療養介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。

(4) 管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付すること。

(5) 介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該介護予防短期入所療養介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定介護予防短期入所療養介護の

提供方法等について、指導又は説明を行うこと。

(診療の方針)

第184条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 一般に医師として治療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上必要な診療を行うこと。
- (2) 常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、当該利用者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果が見込めるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わないこと。
- (6) 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方しないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師による診療その他必要な措置を講ずること。

(機能訓練)

第185条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第186条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、利用者を入浴させ、又は清しきするとともに、利用者の病状及び心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項に規定するもののほか、利

利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第187条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の身体
の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で食事を行わせるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第188条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、必要に応じ、利用者のためのレクリエーションその他交流行事を行うよう努めなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、
設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第189条 第1節及び第3節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、当該利用者に対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第190条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、指定介護予防短期入所療養介護の利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

(設備)

第191条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、次の各号に掲げる当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備を設けなければならない。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）
- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）
- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）
- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入

所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第206条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第204条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第206条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第3款 運営に関する基準

（運営規程）

第192条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所が通常時に指定介護予防短期入所療養介護の利用者の送迎を行う地域をいう。）
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (8) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第193条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、各ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において、従業者の勤務体制を定めなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、市規則で定める職員配置を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、各ユニット型指定介護

予防短期入所療養介護事業所において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によって指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定介護予防短期入所療養介護については、この限りでない。

- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(利用料等の受領)

第194条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を利用者から受けるものとする。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか市規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、市規則で定める費用については、文書による同意を得るものとする。

(定員の遵守)

第195条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、市規則で定める利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護

予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者をいう。以下この条において同じ。) の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第196条 第176条、第178条、第180条及び第181条(第101条に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第180条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第196条において準用する次条」と読み替えるものとする。

第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たって留意すべき事項)

第197条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第198条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が病状及び心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう支援しなければならない。

- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を支援しなければならない。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第199条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、利用者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第200条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との

連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第201条 第182条から第185条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第183条中「第172条」とあるのは「第190条」と、「前条」とあるのは「第201条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第202条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（法第8条の2第11項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定介護予防特定施設（特定施設であって、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

3 養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。第231条において同じ。）が指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第6節に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うものとする。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第203条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、各指定介護予防特定施設において、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる次に掲

げる従業者（以下「介護予防特定施設従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 生活相談員
 - (2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員
 - (3) 機能訓練指導員
 - (4) 計画作成担当者（介護予防特定施設サービス計画の作成を担当する者をいう。以下同じ。）
- （管理者）

第204条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、各指定介護予防特定施設において指定介護予防特定施設を管理する者（以下この条において「管理者」という。）を置かなければならない。

- 2 管理者は、専ら当該指定介護予防特定施設の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第205条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、市規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた指定介護予防特定施設の建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 指定介護予防特定施設は、一時介護室（一時的に利用者をして指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための部屋をいう。以下この章において同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を設けなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための部屋が確保できる場合であっても一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場

合にあつては機能訓練室を設けないことができる。

- 4 指定介護予防特定施設の介護居室（指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、市規則で定める基準を満たさなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間及び構造を有するものでなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところによる。
- 8 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第216条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と指定特定施設入居者生活介護（同条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第219条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に関する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

（運営規程）

第206条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、各指定介護予防特定施設において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法

- (8) 非常災害対策
- (9) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (10) その他運営に関する重要事項

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第207条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定介護予防特定施設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護予防サービスを利用することを妨げてはならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者又は入居申込者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等により入居者等に対し自ら必要な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することが困難であると認める場合は、病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(内容及び手続の説明並びに契約の締結等)

第208条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行う場合は、介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。
- 4 第12条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定による文書の交付に

ついて準用する。

(サービスの提供の記録)

第209条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始に際しては当該開始の日及び入居している指定介護予防特定施設の名を、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の終了に際しては当該終了の日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

(法定代理受領サービスの提供への利用者の同意)

第210条 有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）である指定介護予防特定施設において指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意が当該法定代理受領サービスを提供するための条件であることを当該利用者に説明し、当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、当該利用者の同意を得た旨及び利用者の氏名等が記載された書類を作成し、当該書類を市町村（法第41条第10項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会とする。）に提出しなければならない。

(利用料等の受領)

第211条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか市規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第212条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、市規則で定める緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第213条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業員の勤務体制を定めなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の従業員によって指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業員の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

い。

(協力医療機関等)

第214条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めなければならない。

(地域との連携等)

第215条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第216条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の退去の日から2年間保存しなければならない。

(1) 介護予防特定施設サービス計画

(2) 第209条に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録

(3) 第210条に規定する利用者の同意等に係る書類

(4) 第212条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

(5) 第213条第3項に規定する結果等の記録

(6) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(7) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(8) 次条において準用する第36条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第217条 第15条、第16条、第25条、第27条、第30条第1項、第31条から第34条まで、第36条、第37条、第51条、第54条、第104条及び第105条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第30条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第54条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針)

第218条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師と連携を図り、常に改善を図らなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行わなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加を働きかけるよう努めなければならない。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針)

第219条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的な取扱いは、第202条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達等の方法により、利用者の心身の状況、有する能力、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、当該利用者を支援する上で解決すべき課題を把握すること。
- (2) 計画作成担当者は、利用者の希望及び前号に規定する課題を踏まえて、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、当該目標を達成するための指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的な内容、提供する上での留意点、提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成すること。
- (3) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、当該介護予防特定施設サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。
- (4) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付すること。
- (5) 介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供方法等について、説明を行うこと。
- (6) 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づく指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を開始した時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載した指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行う期間が終了する時まで、少なくとも1回、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握（次号において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行うこと。
- (7) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行うこと。

2 前項第1号から第6号までの規定は、同項第7号に規定する介護予防特定施設サービス計画の変更について準用する。

（介護）

第220条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常

生活の充実に資するよう、必要な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に規定するもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(健康管理)

第221条 看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第222条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第223条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。

(準用)

第224条 第147条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第225条 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であ

って、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者から委託を受けた事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準についてはこの節に定めるところによる。（基本方針）

第226条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

第227条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、各指定介護予防特定施設において基本サービスを提供する次に掲げる従業者（以下「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」という。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 介護職員
- (3) 計画作成担当者

（管理者）

第228条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、

各指定介護予防特定施設において指定介護予防特定施設を管理する者（以下この条において「管理者」という。）を置かなければならない。

- 2 管理者は、専ら当該指定介護予防特定施設の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3款 設備に関する基準

（設備）

第229条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、市規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた指定介護予防特定施設の建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 指定介護予防特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を市規則で定める基準により設けなければならない。ただし、居室の面積が市規則で定める面積以上の場合、食堂を設けないことができる。
- 4 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間及び構造を有するものでなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。
- 7 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第238条第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準条例第237条に規定する外部サ

ービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の施設において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第241条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4款 運営に関する基準

(運営規程)

第230条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、各指定介護予防特定施設において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- (7) 施設の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (11) その他運営に関する重要事項

(内容及び手続の説明並びに契約の締結等)

第231条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者との業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所(以下「受託介護予防サービス事業所」という。)の名称並びに受託介護

予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームへの入居を除く。）及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。

3 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行う場合は、当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第12条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

（受託介護予防サービス事業者への委託）

第232条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、各受託介護予防サービス事業所において、文書により締結しなければならない。

2 受託介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者でなければならない。

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第237条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。第6項において同じ。）とする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介

護予防通所介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結しなければならない。

- 5 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第3項に規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては、利用者の状況に応じ、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 6 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス事業者に委託する場合にあっては、本市の区域内に所在する指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において当該受託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。
- 7 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録しなければならない。

(記録の整備)

第233条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する記録を整備しなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の退去の日から2年間保存しなければならない。

(1) 介護予防特定施設サービス計画

(2) 第235条第2項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録

(3) 前条第8項に規定する結果の記録

- (4) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第36条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録
- (7) 次条において準用する第209条に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録
- (8) 次条において準用する第210条に規定する利用者の同意等に係る書類
- (9) 次条において準用する第212条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
- (10) 次条において準用する第213条第3項に規定する結果等の記録
(準用)

第234条 第15条、第16条、第25条、第27条、第30条第1項、第31条から第37条まで、第51条、第54条、第104条、第105条、第207条及び第209条から第215条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第30条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第32条中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第54条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第209条中「サービス」とあるのは「基本サービス」と、第213条中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(受託介護予防サービスの提供)

第235条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により、適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスを提供した場合は、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。
(準用)

第236条 第218条、第219条、第222条及び第223条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第219条中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス従業者」と読み替えるものとする。

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節 基本方針

(基本方針)

第237条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条の2第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、当該福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第238条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに福祉用具専門相談員（政令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）を市規則で定める基準により置かなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者が市規則で定める事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、市規則で定める人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

第239条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、各指定介護予防福祉用具貸与事業所において指定介護予防福祉用具貸与事業所を管理する者（以下この条において「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第240条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第245条第3項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合は、当該保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。

2 前項に規定する設備及び器材は、市規則で定める基準を満たさなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者（指定居宅サービス等基準条例第249条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準条例第248条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第251条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

第241条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、各指定介護予防福祉用具貸与

事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域（当該指定介護予防福祉用具貸与事業所が通常時に指定介護予防福祉用具貸与を提供する地域をいう。）
- (6) その他運営に関する重要事項
（利用料等の受領）

第242条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか市規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具

を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(研修)

第243条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質向上のため、福祉用具に関する外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第244条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態、その変化等に対応することができるよう、可能な限り多様な種目の福祉用具を取り扱わなければならない。

(衛生管理等)

第245条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等に応じて適切な方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等に係る契約において保管又は消毒の適切な方法による履行を担保しなければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示及び目録の備付け)

第246条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備)

第247条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 介護予防福祉用具貸与計画

(2) 次条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録

(3) 第245条第4項に規定する結果等の記録

(4) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第36条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第248条 第12条から第23条まで、第25条、第27条、第31条から第37条まで、第51条並びに第101条第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第14条中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、第18条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第22条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第23条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第25条中「内容」とあるのは

「種目、品名」と、第101条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針)

第249条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定介護予防福祉用具貸与の提供を行わなければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防福祉用具貸与の提供に努めなければならない。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第250条 指定介護予防福祉用具貸与の具体的な取扱いは、第237条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じたこと等の方法により、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境等日常生活全般の状況を把握し、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、利用者に目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、当該利用者から個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。
- (2) 次条第1項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定介護予防福祉用具貸与の提供方法等について、説明を行うこと。
- (3) 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等について、点検を行うこと。
- (4) 利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用

者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて当該利用者に実際に当該福祉用具を使用させることにより使用方法の指導を行うこと。

- (5) 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第251条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境等日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための指定介護予防福祉用具貸与の具体的な内容、提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画（以下この条において「介護予防福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、当該利用者が、第254条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売を併せて利用するときは、第265条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、当該介護予防福祉用具貸与計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づく指定介護予防福祉用具貸与の提供を開始した時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（次項及び第7項において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該指定介護予防福祉用具貸与の提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行わなければならない。
- 8 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画

具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第13章 特定介護予防福祉用具販売

第1節 基本方針

(基本方針)

第254条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具（法第8条の2第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、当該特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第255条 指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）ごとに福祉用具専門相談員を市規則で定める基準により置かなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が市規則で定める事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、市規則で定める人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

第256条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、各指定特定介護予防福祉用具販売事業所において指定特定介護予防福祉用具販売事業所を管理する者（以下この条において「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定特定介護予防福祉

用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第257条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者（指定居宅サービス等基準条例第266条第1項に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売（指定居宅サービス等基準条例第265条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第268条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第258条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第259条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、利用者から当該指定特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けるものとする。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか市規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの

提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要な書類の交付)

第260条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けた場合は、次に掲げる書類を利用者に交付しなければならない。

(1) 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称、販売した特定介護予防福祉用具の種目、品目の名称、販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

(2) 領収書

(3) 当該特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該指定特定介護予防福祉用具の概要

(記録の整備)

第261条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。

(1) 特定介護予防福祉用具販売計画

(2) 第258条に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録

(3) 次条において準用する第27条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第36条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第262条 第12条から第18条まで、第20条から第22条まで、第27条、第29条、第31条から第37条まで、第51条、第101条第1項及び第2項、第241条、第243条、第244条並びに第246条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第14条

中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う特定介護予防福祉用具の種
目等」と、第18条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」
と、第22条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び
利用者」とあるのは「利用者」と、第29条第1項中「訪問介護員等」とある
のは「従業者」と、第101条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」
と、第241条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第243条中
「福祉用具に」とあるのは「特定介護予防福祉用具に」と、第244条中「福
祉用具を」とあるのは「特定介護予防福祉用具を」と、第246条第2項中
「福祉用具の」とあるのは「特定介護予防福祉用具の」と読み替えるものとす
る。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針)

第263条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう
目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、提供する指定特定介護予防福祉用
具販売の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者が可能な限り要介護状態と
ならず自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として
指定特定介護予防福祉用具販売の提供を行わなければならない。
- 4 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者が有する能力を最大限活用
することが可能となるような方法による指定特定介護予防福祉用具販売の提供
に努めなければならない。

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第264条 指定特定介護予防福祉用具販売の具体的な取扱いは、第254条に
規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとこ
ろによらなければならない。

- (1) 利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、特定介護予防
福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相
談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、
使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、当該利用者から個別の特

定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ること。

- (2) 次条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (3) 販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等について、点検を行うこと。
- (4) 利用者の身体の状態等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて当該利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させることにより使用法の指導を行うこと。
- (5) 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合は、当該介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずること。

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第265条 福祉用具専門相談員は、前条第1号に規定する利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための指定介護予防福祉用具販売の具体的な内容、提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画（以下この条において「特定介護予防福祉用具販売計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、当該利用者が、指定介護予防福祉用具貸与を併せて利用するときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、当該特定介護予防福祉用具販売計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

第14章 雑則

(委任)

第266条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 指定居宅サービス等基準条例附則第2項の規定の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、第132条第4項の規定は適用しない。

3 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、同条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

4 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、^{のり}内法による測定で、利用者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けるものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、^{のり}内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な

器械及び器具を備えなければならない。

6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けるものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 食堂は、内法^{のり}による測定で、療養病床における利用者1人につき1平方メートル以上の床面積を有すること。

(2) 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

7 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、同条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

8 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の規定の適用を受ける病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法^{のり}による測定で、利用者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けるものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 食堂は、内法^{のり}による測定で、療養病床における利用者1人につき1平方メートル以上の床面積を有すること。

(2) 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

10 指定居宅サービス等基準条例附則第10項の規定の適用を受けている有料老人ホームについては、第205条第3項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができる。

（一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に係る経過措置）

- 1 1 平成23年9月1日以前に法第53条第1項の規定による指定を受けている指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「平成23年前指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）であって、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等旧基準省令」という。）第165条に規定する事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所であるもの（平成23年9月1日において、改修、改築又は増築中の平成23年前指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、同日後に指定介護予防サービス等旧基準省令第167条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所となるものを含む。以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）については、同日以降最初の指定の更新（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に更新を受けた指定に係るものを除く。）までの間は、次項から附則第23項までの規定によることができる。
- 1 2 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針は、各ユニット（第151条に規定するユニットをいう。）で利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（次項から附則第22項までにおいて「ユニット部分」という。）にあつては第152条に、それ以外の部分にあつては第128条に定めるところによる。
- 1 3 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備に関する基準は、ユニット部分にあつては第153条に、それ以外の部分にあつては第132条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。
- 1 4 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者が一部ユニット型指

定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例附則第14項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業（同項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例附則第16項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

15 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) ユニット部分の利用定員（第153条第4項第2号に規定する利用定員をいう。次号において同じ。）及びそれ以外の部分の利用定員（第131条第1項に規定する利用定員をいう。第129条第1項の規定に基づき市規則で定める基準の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム（八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第 号）附則第8項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）である場合を除く。）
- (4) ユニット部分のユニットの数及び各ユニットの利用定員（第129条第1項の規定に基づき市規則で定める基準の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (5) ユニット部分の利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (7) 通常の送迎の実施地域（当該一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が通常時に指定介護予防短期入所生活介護の利用者の送迎を行う地域をいう。）
- (8) 指定介護予防短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法

(10) 非常災害対策

(11) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続

(12) その他運営に関する重要事項

1 6 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第156条に、それ以外の部分にあつては第142条において準用する第101条に定めるところによる。

1 7 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第157条に、それ以外の部分にあつては第136条に定めるところによる。

1 8 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第158条に、それ以外の部分にあつては第139条に定めるところによる。

1 9 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項は、ユニット部分については、第160条に定めるところによる。

2 0 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の提供する介護は、ユニット部分にあつては第161条に、それ以外の部分にあつては第145条に定めるところによる。

2 1 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の提供する食事は、ユニット部分にあつては第162条に、それ以外の部分にあつては第146条に定めるところによる。

2 2 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第163条に、それ以外の部分にあつては第150条に定めるところによる。

2 3 第131条、第134条、第135条、第137条、第138条、第140条から第142条（第101条に係る部分を除く。）まで、第143条、第144条及び第147条から第149条までの規定は、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第141条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「附則第23項において準用する次条」と、第144条中「第128条」とあるの

は「附則第12項」と、「前条」とあるのは「附則第23項において準用する前条」と読み替えるものとする。

(一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に係る経過措置)

24 平成23年9月1日以前に法第53条第1項の規定による指定を受けている指定介護予防短期入所療養介護事業所（以下「平成23年前指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）であって、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等旧基準省令第216条に規定する事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所であるもの（平成23年9月1日において、改修、改築又は増築中の平成23年前指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、同日後に指定介護予防サービス等旧基準省令第218条第1項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所となるものを含む。以下「一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）については、同日以降最初の指定の更新（施行日の前日までの間に更新を受けた指定に係るものを除く。）までの間は、次項から附則第37項までの規定によることができる。

25 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針は、各ユニット（第189条に規定するユニットをいう。）で利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（次項から附則第36項までにおいて「ユニット部分」という。）にあつては第190条に、それ以外の部分にあつては第172条に定めるところによる。

26 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、ユニット部分にあつては第191条に、それ以外の部分にあつては第174条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

27 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例附則第27項に規定

する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業(同項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例附則第29項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

28 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) ユニット部分の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の送迎の実施地域(当該一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所が通常時に指定介護予防短期入所療養介護の利用者の送迎を行う地域をいう。)
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (9) その他運営に関する重要事項

29 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第193条に、それ以外の部分にあつては第181条において準用する第101条に定めるところによる。

30 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第194条に、それ以外の部分にあつては第177条に定めるところによる。

31 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第195条に、それ以外の部分にあつては第179条に定めるところによる。

- 3 2 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針は、第183条に定めるところによる。
- 3 3 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項は、ユニット部分については、第197条に定めるところによる。
- 3 4 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の提供する看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあつては第198条に、それ以外の部分にあつては第186条に定めるところによる。
- 3 5 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の提供する食事は、ユニット部分にあつては第199条に、それ以外の部分にあつては第187条に定めるところによる。
- 3 6 一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあつては第200条に、それ以外の部分にあつては第188条に定めるところによる。
- 3 7 第176条、第178条、第180条、第181条（第101条に係る部分を除く。）、第182条、第184条及び第185条の規定については、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第180条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「附則第37項において準用する次条」と読み替えるものとする。